

見積単価および物価資料等の単価の公表の取扱いについて

1 目的

公共工事の入札及び契約については、透明性の確保、公正な競争、適正な施工、不正行為の排除が求められていることから、町が発注する工事等において見積設計単価等を公表することにより、入札参加業者が適正に金額を算出できるとともに、透明性及び公平性の向上を図ることを目的とする。

2 対象工事

町が発注する公共工事

3 公表する設計単価等

- (1) 調査機関による特別調査及び町が依頼する見積により決定した設計単価
- (2) 町が採用している積算基準に定めがないため見積等により決定した歩掛
- (3) その他特に必要と認められる積算条件等

4 公表の方法

入札公告時又は入札通知時に「単価一覧表」を添付する。

5 その他

- (1) 見積により決定した設計単価及び歩掛については、見積徴収先は公表しない。
- (2) 次の単価等については原則非公表とする。
 - ア 物価資料等により決定した単価
 - イ 公表することで公正な入札等の妨げとなる恐れのあるもの